

## 檜山荘施設サービス利用料金表

(多床室料金)

(円)

負担段階	介護度	介護費	日常生活 継続加算	看護体制 加算(I)	栄養 ケア	機能 訓練	夜勤職員 配置加算	居住費	食費	1日 負担計	1か月 負担計	介護処遇 改善加算
第1段階	介護度1	547	36	12	14	12	13	0	300	934	28,954	一月の 単位数に 8.3%を 乗じた 単位数 (1月単 位で四捨 五入とす る)
	介護度2	614	36	12	14	12	13	0	300	1,001	31,031	
	介護度3	682	36	12	14	12	13	0	300	1,069	33,139	
	介護度4	749	36	12	14	12	13	0	300	1,136	35,216	
	介護度5	814	36	12	14	12	13	0	300	1,201	37,231	
第2段階	介護度1	547	36	12	14	12	13	370	390	1,394	43,214	
	介護度2	614	36	12	14	12	13	370	390	1,461	45,291	
	介護度3	682	36	12	14	12	13	370	390	1,529	47,399	
	介護度4	749	36	12	14	12	13	370	390	1,596	49,476	
	介護度5	814	36	12	14	12	13	370	390	1,661	51,491	
第3段階	介護度1	547	36	12	14	12	13	370	650	1,654	51,274	
	介護度2	614	36	12	14	12	13	370	650	1,721	53,351	
	介護度3	682	36	12	14	12	13	370	650	1,789	55,459	
	介護度4	749	36	12	14	12	13	370	650	1,856	57,536	
	介護度5	814	36	12	14	12	13	370	650	1,921	59,551	
第4段階	介護度1	547	36	12	14	12	13	840	1,380	2,854	88,474	
	介護度2	614	36	12	14	12	13	840	1,380	2,921	90,551	
	介護度3	682	36	12	14	12	13	840	1,380	2,989	92,659	
	介護度4	749	36	12	14	12	13	840	1,380	3,056	94,736	
	介護度5	814	36	12	14	12	13	840	1,380	3,121	96,751	

(ユニット料金)

負担段階	介護度	介護費	看護体制加算 (1)	日常生活継続 支援加算	栄養 ケア	機能 訓練	夜勤職員 配置加算	居住費	食費	1日 負担計	1か月 負担計	介護処遇 改善加算
第1段階	介護度1	625	12	46		12		820	300	1,815	56,265	一月の 単位数に 8.3%を 乗じた 単位数 (1月単 位で四捨 五入とす る)
	介護度2	691	12	46		12		820	300	1,881	58,311	
	介護度3	762	12	46		12		820	300	1,952	60,512	
	介護度4	828	12	46		12		820	300	2,018	62,558	
	介護度5	894	12	46		12		820	300	2,084	64,604	
第2段階	介護度1	625	12	46		12		820	390	1,905	59,055	
	介護度2	691	12	46		12		820	390	1,971	61,101	
	介護度3	762	12	46		12		820	390	2,042	63,302	
	介護度4	828	12	46		12		820	390	2,108	65,348	
	介護度5	894	12	46		12		820	390	2,174	67,394	
第3段階	介護度1	625	12	46		12		1,310	650	2,655	82,305	
	介護度2	691	12	46		12		1,310	650	2,721	84,351	
	介護度3	762	12	46		12		1,310	650	2,792	86,552	
	介護度4	828	12	46		12		1,310	650	2,858	88,598	
	介護度5	894	12	46		12		1,310	650	2,924	90,644	
第4段階	介護度1	625	12	46		12		1,970	1,380	4,045	125,395	
	介護度2	691	12	46		12		1,970	1,380	4,111	127,441	
	介護度3	762	12	46		12		1,970	1,380	4,182	129,642	
	介護度4	828	12	46		12		1,970	1,380	4,248	131,688	
	介護度5	894	12	46		12		1,970	1,380	4,314	133,734	

利用者負担段階	対象となる人(市町村民税世帯非課税)
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護者など
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円以下など
第3段階	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計81万円超など

\* 市町村民税課税層でも、高齢夫婦世帯の一方が施設に入所し、食費・居住費の負担により残された配偶者の生活が困難になる様な場合は、第3段階とみなされます。

☆ 入院(外泊)の際は、上記の自己負担は掛かりませんが、入院(外泊)の翌日から6日間は、1日246円の外泊加算が掛かります。(複数の月にまたがる場合は、最大12日間)

☆ 新入所日及び30日以上入院した後の退院日から30日間は、1日30円の初期加算が掛かります。

☆ 医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合は、1日24円の療養食加算が掛かります。(療養食とは、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・痔臓病食・高血圧症食痛風食・特別な場合の検査食)

※その他、個別の日用品、嗜好品、荘内で洗濯できない衣類等は別扱となります。医療費等は必要に応じて自己負担となります。

以上他の費用の負担分として5000円をプラスしてお預かりし、支払いをさせていただきます。

※ 一定の所得がある者については2割の額となる。(居住費、食費は除く)